

第3回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 平成30年3月15日(木)

場 所 中部地区会館 401大集会室

議事日程

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について
(申請件数 2件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
(申請件数 1件)
- 議案第3号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について (申請件数 1件)
- 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
(申請件数 1件)
- 議案第5号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について
(申請件数 3件)
- 報告第1号 農地法第4条に係る会長専決処理について
(申請件数 4件)
- 報告第2号 農地法第5条に係る会長専決処理について
(申請件数 5件)

応召委員(12名)

1番	川島 修	2番	内野 晴夫
3番	藤野 政彦	4番	石川 裕一
5番	伊東 誠司	6番	榎本 英雄
8番	安彦 祥子	9番	高橋 文雄
10番	大口 貴司	11番	朝倉 庄吉郎
12番	奥住 雄一	13番	田代 敏夫

不応対委員(1名)

7番 荒幡 善政

職務のために出席
した者(事務局)

事務局長	比留間 毅浩
事務局次長	井上 ひとえ
事務局書記	進藤 博

午後4時02分開会

議長
(田代 敏夫君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第3回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長
(田代 敏夫君)

異議なしと認め、2番内野晴夫委員、9番高橋文雄委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上 ひとえ君)

それでは、ご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について2件の申請がありました。土地の所在地、地積、譲受人、譲渡人については記載のとおりで地目は畑です。権利の種類は所有権の移転です。この件については、先日、会長、職務代理、土地利用部会長、事務局で申請人の自宅に訪問し事前調査を実施しております。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部会長に報告していただきます。

それでは榎本部会長、よろしく願いいたします。

6番
(榎本 英雄君)

本日午後2時30分から土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い協議をした結果を報告いたします、

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」2件あります。

部会に先立ち、3月12日に田代会長、石川職務代理、私及び事務局で譲受人宅に訪問し聞き取り調査を実施いたしまし

た。譲受人の経営状態ですが、以前は織物業と農業の兼業でしたが、現在は専業で耕作をしているとのこと。作付けは、自家消費を中心に贈答用に野菜全般を作付けしており、農機具は、貨物トラック、耕耘機で、無農薬、軽農薬にこだわっているため動噴はないとのこと。農業従事者は、妻と二人です。

また機会があれば増反し野菜の直売にも力を入れたいとのこと。現在所有している農地につきましては、瑞穂町の農業委員会によれば適正に管理されているとのこと。

今回購入する農地につきましては、不耕作の状態ですが譲渡人が農業廃止状態であり、未だ譲受人の占有にないことを考慮する必要があると思われ。なお、当事者間では、木の伐根、物品の片づけ、トラクターで耕耘後に引き渡すとの約定が交わされているとのこと。

農業従事日数は本人が年間200日、妻が150日であるので、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事していると認められます。（農地法第3条2項4号、処理基準第三・五）

申請地取得後の譲受人の耕作面積は50アールに達しているので、下限面積に抵触しない（農地法第3条2項5号）

以上の事により、本申請は、農地法第3条2項の不許可要件に該当せず、許可要件を満たしているため、許可処分が妥当と思われる。

議長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。

委員

なし

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」は許可したいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし

議長
(田代 敏夫君)

ありがとうございました、それでは議案第1号につきましては許可することといたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」1件あります。

事務局
(井上 ひとえ君)

事務局より説明いたさせます。

それではご説明いたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 1 件の申請がございました。

相続人の住所、氏名、被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりで地目は畑になります。

理由は、平成 29 年 7 月 24 日申請人の夫の死亡による相続であります。

本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項に規定による相続人であることを求める証明でございます。

なお、本申請に際し榎本委員による、相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告が行われていることを申し添えます。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部長に報告してもらいます。

それでは榎本部長よろしく願います。

6 番
(榎本 英雄君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第 2 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」1 件あります。

申請地の農地でございますが、①の農地は、玉ネギが栽培されており一部は作付け準備でした。②の農地は、イチゴ、緑肥が栽培されており、一部は作付け準備でした。

現地は適正に管理されており問題はありませんでした。以上のことから、議案第 2 号につきましては証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、榎本委員

6 番
(榎本英雄君)

現地を確認しており、申請人の息子さんと立会い、確認しております。

申請地につきましては、適正に管理されておりますのでよろしくお願いいたします。

議長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委員

なし。

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(田代 敏夫君)

ありがとうございます。異議ないようですので議案第2号につきましては、証明書を発行いたします。

次に議案第3号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上 ひとえ君)

それでは、説明いたします。

議案第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、1件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明であります。

相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目は畑になります。理由は自ら農地として利用しているもので、平成5年8月29日に相続し、前回調査は、平成27年1月15日になります。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部長に報告していただきま

す。
それでは榎本部長、よろしくお願いいたします。

6 番
(榎本 英雄君) 先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。
議案第3号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」1件あります。
申請地の農地でございますが、①～③の農地には栗が植えられておりました。
現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。
以上のことから、議案第3号につきましては証明書の発行はよろしいかと思えます。

議長
(田代 敏夫君) 報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。
はい、高橋委員

9 番
(高橋 文雄君) 申請地につきまして現地を確認しており、問題はありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

議長
(田代 敏夫君) 他に御意見等ございませんか。

委員
なし。

議長
(田代 敏夫君) 御意見等ないようですので、議案第3号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員
異議なし。

議長
(田代 敏夫君) ありがとうございます。異議ないようですので議案第3号につきましては、証明書を発行いたします。
次に議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」1件あります。事務局より説明いたさせま

事務局
(井上 ひとえ君)

す。

それでは御説明いたします。

議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願ですが、1件申請がございました。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりになります。地目は畑で、理由は、平成30年1月18日、申請人の故障により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

故障による生産緑地の主たる農業従事者の証明につきましては事前に聞き取り調査を行ってききましたが、本件につきましては、総会資料18ページに添付のとおり要介護保険証が交付されております。都市計画課の買取り申し出の故障認定基準に該当するため、都市計画課では事前調査を実施しない案件とのことですので農業委員会も事前調査を行いませんでした。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今事務局より説明がありましたが、本件につきましても先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部長に報告させていただきます。

それでは榎本部長よろしく願いいたします。

6番
(榎本 英雄君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」1件ございます。

申請地の農地でございますが、ネギ、サヤエンドウが栽培されており、一部は作付け準備中でした。現地は適正に管理されており問題はございませんでした。

以上のことから議案第4号につきましては、証明書の発行はよろしいと思われま。

議長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、石川委員

4 番
(石川 裕一君)

申請地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございます。異議ないようですので、議案第4号につきましては、証明書を発行いたします。

次に、議案第5号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」3件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上 ひとえ君)

それでは説明いたします。

議案第5号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」3件申請がございました。

1件目の利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者については、記載のとおりとなります。設定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までです。

本申請は、前回の契約から5年が経過したための契約の更新でございます。

2件目の利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者については、記載のとおりとなります。設定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までです。

3件目の利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者については、記載のとおりとなります。設定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までです。

申請人は新規就農者であり、農業会議が実施主体の新規就農希望者経営支援会議で決定した新規就農者です、2月から瑞穂町で1反の農地を借り新規就農者として農業経営を開始しま

した。今回武蔵村山の農地3反を借り経営規模を拡大したいとのことでもあります。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今事務局より説明がありましたが、なお新規就農者の3番の申請人が本日みえられておりますので、入場していただき御質問等ございましたら伺います。

午後3時21分入場

申請人

新規就農者の自己紹介

夫はオーストラリア人、2年前から瑞穂町などで農業研修をし、今年2月から新規就農者として瑞穂町に1反の農地を借り農業経営を開始、今回武蔵村山市内の農地を3反借り規模の拡大を図る。

現在借り受け予定地にハウスを建て野菜の苗を作っている。

(茄子、キュウリ、トマト、レタス、ビート等)

議長
(田代 敏夫君)

御質疑等ありましたら伺います。

はい、藤野委員

5番
(藤野 政彦君)

農業従事者は何人ですか。ご主人は手伝いますか。

申請人

従事者は私一人です。主人は週1回ぐらい手伝います。また知り合いの方がボランティアで手伝いに来ています。

5番
(藤野 政彦君)

瑞穂町の農業委員会ではどのようなことを聞かれましたか。

申請者

瑞穂町では、特に聞かれませんでした。1年間川越市で農業の経験を積み、ジャパーンミートで働いていました。

5番
(藤野 政彦君)

認定就農者の申請はしないのですか。

事務局
(井上 ひとえ君)

瑞穂町にはまだ提出していないが3月中に申請書を提出させると聞いています。

議長
(田代 敏夫君)

他に御質疑等ございませんか。

委員

なし

議長
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。御質問等ないようでしたらここでご退場していただきたいと思います。

午後4時29分退場

議長
(田代 敏夫君)

本件につきましても先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部長に報告していただきます。なお、2番の申請につきましては、内野委員の家族の申請になりますので、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づき内野委員は発言を控えてください。

それでは榎本部長よろしくお願いたします。

6番
(榎本 英雄君)

先ほど、土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第5号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」3件ございます。

申請番号1番の農地でございますが、現地は、作付け準備中でした。現地は適正に管理されており問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、現地は、作付け準備中でした。現地は適正に管理されており問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、現地はパイプハウスが1棟あり、中で野菜苗が栽培されており、一部作付け準備中でした。現地は適正に管理されており問題はございませんでした。

1番・2番の申請人は契約後5年経過した農地の更新及び新規の規模拡大のためであり、3番の申請人は新規就農希望者経営支援会議が認定した新規就農者であり、2月か

ら瑞穂町で農業経営を始めた方であり、今回武蔵村山の農地を借りて規模拡大をするとのことでもあります。

以上のことから議案第5号につきましては、承認してよろしいと思われま

議長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。

委員

なし

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第5号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」は承認したいと思います。御異議等ございますか。

委員

異議なし

議長
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。それでは議案第5号につきましては承認することといたします。

次に報告第1号「農地法第4条に係る会長専決処理について」4件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上 ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号農地法第4条に係る会長専決について4件ございます。

本件は、同法第4条第1項第7号の規定に基づく届け出であります。

1件目 届出者の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は資材置場でございます。

2件目 届出者の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は宅地の拡張でございます。

3件目 届出者の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は店舗でございます。

4件目 届出者の住所、氏名、土地の所在地、地積は記

載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は宅地の拡張でございます。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員

10番
(大口 貴司君)

1番、2番の届け出地について確認をしております。

9番
(高橋 文雄君)

3番について現地を確認しております。現地は現在畑のままです。

3番
(藤野 政彦君)

4番の届け出地ですが、シートが張ってありました。

議長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委員

なし

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条に係る会長専決処理について」は終了いたします。

次に、報告第2号農地法第5条に係る会長専決処理について5件あります。事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上 ひとえ君)

それでは御説明いたします。

報告第2号農地法第5条に係る会長専決について5件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出であります。

1件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は駐車場でございます。

2件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は資材置場

	でございます。
	3件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は住宅用地でございます。
	4件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は工場用地でございます。
	5件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は住宅用地でございます。
	以上でございます。
議 長 (田代 敏夫君)	報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。
	はい、藤野委員
3 番 (藤野 政彦君)	1番の届出地ですが、現地を確認しております。 なお、事務局にお願いなのですが。申請地の西側は、届出者の生産緑地になっていますが、以前生産緑地解除の際問題がある方で、なし崩しの解除されないように注意してください。
10 番 (大口 貴司君)	3番につきまして現地確認をしております。現地は畑のままです。
4 番 (石川 裕一君)	4番について現地を確認しております。現状は畑のままです。
6 番 (榎本 英雄君)	5番について現地を確認しております。現状は畑のままです。
議 長 (田代 敏夫君)	他に御意見等ございませんか。
委 員	なし

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第2号農地法第5条に係る
会長専決につきましては、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第3回総会を終了いたします。

大変ご苦労様でした。

午後4時42分閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

平成30年3月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩